

省エネ法における現行及び第一種特定建築物と第二種特定建築物の比較

項目			現行	H22. 4. 1 施行	
届出対象建築物			特定建築物	特定建築物	
				第一種特定建築物	第二種特定建築物
対象規模 (床面積)			2, 000 ㎡以上	2, 000 ㎡以上	300 ㎡以上 2, 000 ㎡未満
届出対象となる行為			新築、増改築、 及び 大規模修繕等	新築、増改築、 及び 大規模修繕等	新築及び増改築
建築に係る届出	行為規模	新築	2, 000 ㎡以上 (※1)	2, 000 ㎡以上 (※1)	300 ㎡以上 (※1)
		改築	改築に係る部分の床面積の 合計が 2, 000 ㎡以上	改築に係る部分の床面積の 合計が 2, 000 ㎡以上、 又は、 改築に係る建築物の床面積の 合計の 1/2 以上	改築に係る部分の床面積の 合計が 300 ㎡以上、 かつ、 改築に係る建築物の床面積の 合計の 1/2 以上
		増築	増築に係る部分の床面積の 合計が 2, 000 ㎡以上	増築に係る部分の床面積の 合計が 2, 000 ㎡以上	増築に係る部分の床面積の 合計が 300 ㎡以上、 かつ、 増築に係る部分の床面積が 増築前の建築物の床面積の 合計以上
		大規模修繕等	別紙による	別紙による	—
	評価方法	PAL/CEC (性能基準)	全てに適用可	全てに適用可	全てに適用可
		ポイント法 (仕様基準)	5, 000 ㎡未満に適用可	5, 000 ㎡未満に適用可	5, 000 ㎡未満に適用可
		簡易ポイント法 (仕様基準)	2, 000 ㎡未満に適用可	2, 000 ㎡未満に適用可	2, 000 ㎡未満に適用可
	届出書類		届出書 正副 2 通、 外壁、窓等に係る省エネ措置内容を表示した各階平面図、断面図、 空気調和設備等に係る省エネ措置を表示した機器表（昇降機は仕様書）、 系統図、各階平面図		
	省エネ措置が判断 基準に対し、著しく 不十分な場合の措 置		指示、 公表（指示に従わない場合）、 命令（正当な理由なく、指示に係る措置をとらなかった場合） ※命令にあたっては、学識経験者の意見を聞くこと 命令違反 ⇒ 100 万円以下の罰金		勧告
	届出義務違反に 係る措置		50 万円以下の罰金		
維持保全状況に係る報告	定期報告対象建築物		特定建築物	第一種特定建築物	第二種特定建築物 (住宅は除く。)
	報告者		省エネ措置の届出をした者	省エネ措置の届出をした者	省エネ措置の届出をした者 (住宅は除く。)
	維持保全状況が 著しく不十分な 場合の措置		勧告	勧告	勧告
	届出義務違反に 係る措置		50 万円以下の罰金		

※ 1：住宅事業建業主が特定住宅を新築する場合は、除外する。